

物品（大鍋一式）貸付要領

茨城県西農業共済組合

（目的）

第1条 この要領は、農業共済の普及と広報活動及び各関係機関との連携を図るため茨城県西農業共済組合所有の物品を貸付する場合の事務手続きを定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、物品とは、大鍋、五徳、ふた、バーナー、ひしゃく、へら、鉄板台の大鍋一式をいう。

（貸付範囲及び期間）

第3条 組合の業務に支障がない限り、茨城県内の農業団体及び各関係機関の団体等に貸付できる。

2 前項の規定にかかわらず、組合長が認めた場合には貸付することができる。

3 貸付期間は、原則として5日間とし、特別な事由があると認めた場合は、5日間を超えることができる。

（貸付手続）

第4条 物品の貸付を受ける者（以下「借受人」という。）は、事前に物品（大鍋一式）貸付申請書（様式1）を提出する。

（貸付料）

第5条 貸付料は、50,000円（指定された場所への運搬と引取りを含む）とする。ただし、組合長が特別に認めた場合には、無償で貸付することができる。

（貸付物品の亡失及び損傷）

第6条 借受人は、貸付物品の亡失し、又は損傷した場合はその損害を弁償しなければならない。ただし、組合長がやむを得ない事情があると認めた場合にはこの限りでない。

（貸付条件）

第7条 貸付をする場合には、次の各号に掲げる条件に付きなければならない。

（1）借受人は、物品を最善の注意をはらって管理し、使用時の事故等については、茨城県西農業共済組合は一切責任を負わない。

（2）借受人は、物品を転貸し、又は、担保に供しないこと。

（3）借受人は、物品を使用目的及び使用場所以外で使用しないこと。

（4）借受人は、使用後に物品の点検・清掃し、破損及び不具合箇所の報告をすること。

（5）借受人が、貸付条件に違反したとき及び本組合が貸付物品を必要とした場合は、速やかに返納すること。

附則 この要領は、平成25年11月26日より施行する。

(様式1)

No. _____

平成 年 月 日

茨城県西農業共済組合
組合長理事 大山 佳功 殿

物品（大鍋一式）貸付申請書

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

次のとおり、物品（大鍋一式）の貸付を受けたいので申請いたします。

1. 使用期間
平成 年 月 日（ ）～ 平成 年 月 日（ ）まで
2. 使用目的
3. 使用場所
4. 使用責任者 連絡先
5. その他特記事項

参 事	管理責任者